

「とくしま農林漁家民宿」確認要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「とくしま農林漁家民宿」の開業を促進するため、農林漁業者等が営もうとする民宿がこれに該当するか否かの確認に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「とくしま農林漁家民宿」とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿であって別表第1の基準に該当する施設をいう。

（確認の申請）

第3条 「とくしま農林漁家民宿」を営業しようとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請前に、「とくしま農林漁家民宿」確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地を所轄する総合県民局長又は東部農林水産局長（以下「総合県民局長等」という。）に提出するものとする。

なお、その所在地が「分散型農林漁家民宿の実現」を事業内容とする徳島版地方創生特区（以下「特区」という。）の場合は、当該申請書は所轄市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、様式第8号により総合県民局長等に進達するものとする。

(1) 役務の提供計画（様式第2号）

(2) 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（様式第3号）

(3) 農林漁家であることの証明資料

（確認等）

第4条 前条の申請書の提出又は進達を受けた総合県民局長等は、当該申請書の内容を審査し、「とくしま農林漁家民宿」に該当すると判断したときは、申請書の提出を受けた場合においては様式第4号を確認申請者に交付し、進達を受けた場合においては同様式を様式第9号により所轄市町村長に送付するとともに、当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地を所轄する徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）に、その旨を通知するものとする。

なお、審査の結果、「とくしま農林漁家民宿」と認められないときは、様式第5号により確認結果を確認申請者に通知するものとする。ただし、申請書の進達を受けた場合においては、同様式を様式第9号により所轄市町村長に送付するものとする。

2 前項の審査は、別表第2により行うものとする。

3 当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地が特区の場合は、所轄市町村長は別表第1の他、「とくしま農林漁家民宿」の普及促進に必要な品質や仕様を確保するための事項を定めるものとする。

4 第1項の確認書の交付を受けた者（以下「開設者」という。）は、保健所長に旅館業法及び食品衛生法等に係る許可を申請する際に、当該確認書の写しを提出するものとする。

5 当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地が特区の場合、確認を受けた申請書の役務に係る事項を変更するときは、開設者は様式第6号により所轄市町村長へ届け出るものとし、これを受けた市町村長は総合県民局長等に進達するものとする。

（確認の取消し）

第5条 総合県民局長等は、確認を受けた「とくしま農林漁家民宿」が、当該確認に係る要件を満たさなくなったとき又は次条に規定する「とくしま農林漁家民宿」営業者の責務が守られていないときは、当該確認を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により確認を取り消した場合は、開設者及び保健所長にその旨を通知するものとする。

なお、当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地が特区の場合は、所轄市町村長及び保健所長に取り消した旨を通知し、これを受けた市町村長は開設者にその旨を通知するものとする。

（「とくしま農林漁家民宿」営業者の遵守事項）

第6条

「とくしま農林漁家民宿」を営業する者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者数等について、4月1日から翌年の3月31日までの間（営業開始年にあつては、営業開始日から3月31日までの間）の状況を、様式第7号により総合県民局長等へ毎年4月30日までに報告すること。

なお、当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地が特区の場合は、同様式により所轄市町村長へ毎年4月30日までに報告することとし、報告を受けた市町村長は総合県民局長等に進達すること。

(2) 施設の適正管理はもとより、宿泊及び体験時等における事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など、対応に万全を期すること。

(3) 農林水産物の加工及び調理体験を提供する場合、地域の農林水産物の積極的な活用を図ること。

(4) 農山漁村滞在型余暇活動として提供しようとする役務の内容及び料金を利用者に明示すること。

(5) 衛生管理等に関する事項について、県等が実施する研修を毎年1回以上受講すること。

(6) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町村の指導に従うこと。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、「とくしま農林漁家民宿」の確認に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の基準

1	経営主体	次のいずれかに該当する者とする。 （１）農林漁家 （２）農林漁家が主体的に組織及び運営する団体 （３）農林漁家以外の者（開業にあたって地域内の農林漁家と連携する個人に限る。）。
2	規模	客室床面積が33㎡未満であること。
3	定員	10人未満であること。
4	役務の提供	（１）「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」（農林水産省令第23号）第2条で定める役務であること。 （２）役務の提供は自ら又はあっせんにより行うこと。ただし、あっせんのみを行うものは除く。 （３）経営主体が農林漁家以外の場合は、役務の提供にあたり地域内の農林漁家等と協力すること。

※ 経営主体が1の（３）の場合、客室として利用する施設は次の条件を満たすこと。

- ・様式第1号別紙の2に記入する農林漁家と同一地域内にある。
- ・その施設に宿泊することで農林漁家の生活体験が可能と考えられる。
- ・居住の用に供する戸建ての建物である。
- ・経営者又はその家族が専用住宅として現に利用している。

なお、借り受けた建物を施設として利用する場合は、上の条件に加え、施設要件を満たすために必要な改修について、貸主から承諾を得ること。

※ 1の（３）及び4の（３）の適用は特区のみとする。

※ 特区においては、4の（２）ただし書きは適用されない。

「とくしま農林漁家民宿」の確認審査書

項 目	確 認 資 料		該当に ○、×
1 農林漁家であることの確認 注1： 農家、林家の確認資料はいずれか一つで可 注2： 法人等の場合は①～④全てを確認すること	農 家	① 農業委員会の証明（耕作、所得証明等）	
		② 税務申告の写し	
		③ その他（ ）	
	林 家	① 土地登記簿抄本 ※地目が山林又は保安林であること ※借り受けた山林を利用する等、登記簿のみで事実確認できない場合は、別途契約書等で確認	
		② 森林組合の証明	
		③ 税務申告の写し	
		④ その他（ ）	
	漁 家	漁業協同組合の証明	
	法 人 等	① 法人の存在（登記簿謄本及び総会資料）	① から ④ 全 て の 確 認 必 要
		② 事業内容（定款又は規約等）	
		③ 構成員 ※農林漁家の確認 （出資者名簿及び出資口数） （構成員の活動日数等）	
		④ 意思決定 ※農林漁家の意思が反映される体制になっていることを確認 出資割合（有限会社、株式会社） 農林漁家の割合（農事組合法人など）	
2 客室延床面積 （33㎡未満）	① 畳 20枚以内 ※明らかな場合		
	② 実測 ※必要に応じ		
3 定員	10名未満 ※自己チェックシートによる		
4 体験メニュー の確認	① 「役務提供計画」が作成されているか		
	② 現地において実施可能な計画であるか ※要現地確認		
判 定 （適・否）	_____		

注）：農林漁家であることの確認については、必要に応じて関係機関への問い合わせ等を行うこと。
 注）：申請者が農林漁家以外の場合、「1 農林漁家であることの確認」は、様式第1号別紙の2に記入する農林漁家の証明資料により確認する。

「とくしま農林漁家民宿」確認申請書

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部農林水産局長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

「とくしま農林漁家民宿」の確認を受けたいので、「とくしま農林漁家民宿」確認要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、確認に当たっては、必要に応じ関係機関等に当該確認申請書に記載の内容について照会することに同意します。

添付書類

- 1 役務の提供計画
- 2 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」
- 3 農林漁家であることの証明資料

※申請者が法人の場合、申請者欄には主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入。

※申請者が農林漁家以外の場合は個人に限る。

※申請者が農林漁家以外の場合、添付書類3は別紙の2に記入する農林漁家の証明資料を添付。

様式第1号別紙

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称 _____

所在地（申請者住所と同一の場合は記入不要） _____

2 農林漁業の別

- ・ 農家
- ・ 林家
- ・ 漁家
- ・ その他（以下に連携する地域内の農林漁家1名以上の情報を記入。）

住所 _____

氏名 _____（農林漁業の別 農家・林家・漁家）

3 利用者の損害に対する補償

（1）保険の加入

有・無 （「有」の場合は次の情報を記入。） _____

保険会社 _____：

保険の名称 _____：

加入期間 _____：

（2）事故等の緊急時連絡先

様式第2号（第3条関係）

役 務 の 提 供 計 画（ 当 初 ・ 変 更 ）
（農林漁業体験プログラム）

農林漁家民宿の名称：

余暇活動名	区 分	役務の具体的な内容	時 期	提供方法 （自ら・あっせん）	役務提供者	病院等の状況

- 注1）「余暇活動名」及び「区分」は農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条の区分に準じて記入すること。
- 2）申請者が農林漁家以外の場合は、民宿所在地と同一地域内の農林漁家等を役務提供者とすること。
- 3）役務提供者が様式第1号別紙の2に記載する農林漁家以外の場合は、氏名に加えて住所（町名程度まで）を記入すること。
- 4）「病院等の状況」には、役務提供場所の最寄病院名とその距離を記入すること。
- 5）役務に関する事項を変更する場合は、この様式により事前に届け出ること。（確認にあたって現地調査等を行う場合があります。）

様式第3号（第3条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その1)

住 所：

氏 名:

	関係法	内 容			該当に○	備 考	
経営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）				
			林家（法人等経営含む）				
			漁家（法人等経営含む）				
			上記以外 （個人に限 る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり		
		なし				→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）			経営者が農林漁家であること	
			あり（自ら、あっせん）				
			あり（あっせんのみ）			民宿所在地が特区であること	
			なし			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
営 業 に 関 す る こ と	旅館業法	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳20枚以上）			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			33㎡未満				
		最大収容人数	10人以上			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			10人未満（ 人）				
		家族人員	人		—		
		トイレ	家 族 共 用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
			客 専 用	男性用	箇所	—	
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
		洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること
客専用			箇所	—			

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容				該当に○	備 考
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付、1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり		飲食店営業許可必要 食品衛生責任者の設置必要 (食品衛生責任者養成講習会修了者等)
					なし		許可申請までに施設の改修必要
		なし(素泊まり、自炊(料理体験含む))					飲食店営業許可不要
		使用水	水道水				
			井戸水等(水道水以外の水)			年1回以上の水質検査必要	
施設整備に関する こと	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 民宿用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 民宿用途部分の床面積が50㎡以下					全ての項目が○の場合は、「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は、消防用設備等の設置が必要
		消防法令適合通知書の交付 (旅館業の営業許可申請に必要)					管轄の消防本部(消防署)に相談 (施設平面図、位置図、建物の配置図が必要)
	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可					全ての項目が○の場合は、「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は不要
		旅館用途部分床面積	200㎡以下			建築確認申請不要	
			200㎡超			建築確認申請(用途変更)必要	
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽＝民宿の定員(人)	
			住宅の一部を民宿として利用し、かつ客室の床面積33㎡未満			一般住宅扱い	
住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上				処理人槽＝民宿の定員(人)＋ 5人(住宅用途面積130㎡以下) または7人(住宅用途面積130㎡超)			
水質汚濁防止法	特定施設(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設)を設置。					保健所環境担当等に相談	

- 注1) 客室延床面積(33㎡)については、通常足を踏み入れない、押入、床の間、簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。
- 2) 消防法における民宿用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)＋共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。
- 3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(200㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)＋共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。
- 4) 住宅用途面積が180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。

<参考>

	法 律	内 容	備 考
所在地に関すること	都市計画法	<新築・増設> ・都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域 非線引都市計画区域 ・都市計画区域外	都市計画法 特に市街化調整区域に指定されている地域では、原則、農家民宿を開業することはできません。
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地を転用する場合は、次欄の農地法の許可に先立って、農用地区域からの除外が必要になります。	
	農地法	農地の権利を取得する場合や農地を転用する場合は、許可が必要になります。	
	自然公園法	自然公園区域内では、工作物の新築・改築には許可または届出が必要です。 また、樹木の伐採などについて、許可または届出が必要となる場合があります。	
	森林法等	立木の伐採については、許可または届出が必要となります。 また、農林漁家民宿を営む場所や規模によって、法令の制限を受けることがあります。	森林法 特に保安林では注意が必要です。

事前相談チェックリスト

年 月 日

用 意 す る も の		準備できたらチェック	備 考
建物(母屋、離れ等)の平面図			玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の位置を示した図面 (平面図がない場合は見取り図で可)
建物(母屋、離れ等)の見取り図			
建物の配置図			道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
建物の位置図			地域内の位置が分かるもの(方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
写 真	全 景		写真があれば、判断が的確になる (デジカメ、携帯写真、既存の写真で可)
	トイレ		
	洗面所		
	浴 室		
	台 所		
	食 堂		
その他			

第 号
年 月 日

様

徳島県
総合県民局長
東部農林水産局長

「とくしま農林漁家民宿」確認書

あなた（貴法人）から、 年 月 日付け（〇〇号）で確認申請のあった計画については、「とくしま農林漁家民宿」に該当することを確認しました。

なお、「とくしま農林漁家民宿」として、営業を始める場合は、保健所、消防署等の許可等が必要になりますので、申し添えます。

確認宿泊施設

（１）名 称：

（２）所在地：

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

徳島県
総合県民局長
東部農林水産局長

「とくしま農林漁家民宿」の確認結果について（通知）

年 月 日付けで申請のありました、「とくしま農林漁家民宿」確認申請については、確認の結果、次の理由で認められませんので、その旨お知らせします。

認められない理由

「とくしま農林漁家民宿」確認事項変更届出書

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部農林水産局長

届出者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で確認を受けた施設について、申請書に記載した
役務に関する事項を変更したいので、「とくしま農林漁家民宿」確認要綱第4条第4項に基
づき、関係書類を添えて届出します。

なお、届け出た内容の確認にあたっては、現地での立会等に協力することに同意します。

- 1 施設の名称及び所在地
名 称：

所在地：

- 2 添付書類
役務の提供計画

利用者数及び提供した役務の内容整理簿

農林漁家民宿の名称：

【 年度】

No.	日時（チェックイン日）	宿泊 日数	宿泊者数（子供：中学生以下）				出身地 （外国人宿泊客のみ）	提供した役務の内容	実施時間	実施場所	指導者名	保険会社
			日本人宿泊客		外国人宿泊客							
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						
	年 月 日 （ 曜 ）	泊	大人 人	子供 人	大人 人	子供 人						

注1：複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。

注2：毎年度末に整理の上、すみやかに提出すること。

注3：提供する役務の内容については、パターン化して番号で記載するなど、適宜工夫すること。

様式第8号（第3条関係）

○第○○○号
年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部農林水産局長

○○市（町、村）長 ○○ ○○

「とくしま農林漁家民宿」確認申請書について（進達）

このことについて、○○○○から別添のとおり申請がありました。

様式第9号（第4条関係）

○第○○○号
年 月 日

○○市（町、村）長 ○○ ○○ 殿

総合県民局長
徳島県
東部農林水産局長

「とくしま農林漁家民宿」の確認（結果）について（送付）

○年○月○日付け○○第○○○号で進達のありましたこのことについては、
別紙のとおり確認結果を送付しますので、申請者へ交付してください。

（様式第5号を送付する場合は以下を削除。）

なお、貴市（町、村）においては、「とくしま農林漁家民宿」確認要綱に定
める事項の遵守等、当該施設に対する指導をお願いします。

「とくしま農林漁家民宿」開業Q & A

徳 島 県

Q 1 「とくしま農林漁家民宿確認要綱」を作成したねらいは何ですか。

(答)

近年、都市住民の方々がありのままの農山漁村生活を体験したいという要望から、国では規制緩和等がなされ、小規模な民宿では一定の条件のもと農林漁家民宿の開業が容易になっています。

このような状況から、本県においても一般の方々が気軽に田舎生活を体験できるような環境を築く必要があるものと考え、農林漁家民宿を始めようとする農林漁家を少しでも支援しようと考え、「とくしま農林漁家民宿確認要綱」を作成しました。

この要綱により「とくしま農林漁家民宿」の確認を受ければ、「国の特例措置」や「県の特例措置」の適用を受け、従前よりも少額の初期投資で、農林漁家民宿の開業に必要な旅館業法や食品衛生法の営業許可を取得できるようになりました。

Q 2 「とくしま農林漁家民宿」について、教えてください。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」とは、農林漁業体験民宿のうち宿泊者数10名未満の小規模な施設で、県独自の衛生上の安全・安心基準等を確保しつつ、自然体験や農林漁業体験などの体験プログラム（役務）を提供する宿泊施設を特にこのように呼ぶこととしています。

なお、「農林漁業体験民宿」とは、農林漁業者等が経営主体となり、一般客を宿泊させるだけでなく、自然体験や農林漁業体験などの体験プログラム（役務）を提供する宿泊施設をいいます。（「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成7年施行）において「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動（農林水産省令で定める）に必要な役務(体験プログラム)を提供する営業」）

Q 3 「農林漁業者の確認」や「役務(体験プログラム)の確認」を行うのはなぜですか。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」は開業において、一般の民宿と異なり特例措置等を受けることができます。

この特例措置等の適用を受ける前提として、農林漁業者が民宿を営むことや小規模であること、また、体験プログラムの提供を行うことなどの要件が設けられていることから、これらの確認を行うこととしています。

なお、確認を受けることにより、その後の許認可を迅速化するためのものでもあります。

Q 4 「体験プログラム（役務）」には、どのようなものがありますか。

(答)

農山漁村に滞在するお客様に、農林漁業への理解を深めていただくためには、その地域固有の魅力ある体験プログラムが必要です。

また、体験プログラムは、自分だけでなく、地域の人たちと共同して、提供することも考えられます。体験プログラムの具体例は次のとおりです。

なお、宿泊者が魚釣り、散歩、登山など一人で行うようなものや農林漁家経営者と食事時に会話を楽しむだけといったものは認めないこととしています。

歴史体験や文化体験についても、役務の提供（ガイドやインストラクター）を伴い一定のプログラムのもと、農林漁家の暮らしや文化に触れることができるものについては、認めることとしています。

農業体験	田植、稲刈り、脱穀・精米、芋苗植え、芋掘り、野菜・花苗植え、野菜・花・果物の収穫、茶摘み、搾乳、羊の毛刈り、バター・チーズ・ソーセージづくり、家畜の世話 など
林業体験	きのこ菌打ち、炭焼き、薪（まき）割り、苗木植え、下草刈り、間伐、タケノコ掘り など
漁業体験	地引き網、魚のおろし方、干物づくり、漁船見学 など
歴史体験	名所旧跡巡り、産業遺産巡り など
文化体験	陶芸、太鼓・郷土芸能体験、地場産業体験 など
農林産物等の加工・生活体験	そば・うどん打ち、こんにゃく・味噌（みそ）・豆腐づくり、もちつき、郷土料理づくり、竹・木工細工、草木染め、紙漉、ぞうりづくり、地域散策、昔の遊び体験、フラワーアレンジメント など
自然体験	山菜・きのこ採り、原生林散策、地層・化石観察、天体観測、動植物観察、川下り、トレッキング、海浜（磯）観察、シーカヤック など

＜体験漁業に関する主な注意事項＞

- 1 漁業調整規則などで定められた漁期、漁場を守り、禁止されている漁具・漁法を用いない。
- 2 海上にて漁船漁業を体験させる場合、必ず安全検査を受けた船を使用するとともに、乗船定員を厳守し、かつ、乗船者全員に救命胴衣を着用させなければならない。
- 3 漁船漁業体験を営利目的で反復継続の意思のもとで行う場合には、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、遊漁船業者としての登録が必要となる。
- 4 特に漁業権漁業については、あらかじめ地元漁協の了解を得た上で実施することが望ましい。

Q 5 「役務(体験プログラム)」は、農林漁業者自らが行わなければならないのですか。

(答)

農林漁業者が自ら行うことが望ましいと考えていますが、体験プログラムによっては少人数ではできない場合があることや、農林漁業者の都合によりできないことも想定されます。

このことから、地域の連携のもと、経営者自らも参加し行うような体験プログラムについては認められますが、事業者を紹介するのみでは「とくしま農林漁家民宿」としては認められません。

Q 6 「とくしま農林漁家民宿」の開業の手続を教えてください。

(答)

民宿を始める場合には旅館業法等の許可が必要ですが、「とくしま農林漁家民宿」の開業に限り、一定の基準や義務を果たすことにより、県の特例措置を受けることができるようになりました。

開業しようとする方は、まず、お近くの総合県民局又は東部農林水産局（以下「総合県民局等」という。）において、基準や義務についての説明を受けた後、「とくしま農林漁家民宿」であることの確認・現地調査を受け「とくしま農林漁家民宿確認書」を取得してください。

その後、消防法や建築基準法等に適合しているか確認を受ける必要があります。

（なお、事前に簡易自己チェックシート等で確認しておくことをお勧めします。）

続いて、保健所にてこの確認書を添付し、旅館業法に基づく営業許可申請を行います。申請手数料は22,000円です。その際に消防署の確認を受けた書類「消防法令適合通知書」が必要です。

なお、食事を提供する場合には、食品衛生法の「飲食店営業」の許可申請も併せて行う必要があります。申請手数料は18,000円です（ただし5年毎（ごと）に更新手続が必要です）。

Q 7 「とくしま農林漁家民宿」の営業許可要件について、従来と変わった点を教えてください。

(答)

既存の施設を利用し営業を行う農林漁家民宿においては、お客様の安全確保や衛生管理について一層の配慮が必要であるため、1回に提供する食事数の制限や、年に1回以上衛生講習会を受講するなどによって、お客様の安全・安心を担保した上で、次の特例措置等を受けることができます。

食品衛生法については、

- ①調理場と客席との区画を必要としません。
- ②許可施設において家族・従業員の食事をつくることが可能です。
- ③流水式の洗浄設備は1槽でも構いません。
(ただし、食品衛生の基本である手洗いを行うための手洗い設備との兼用はできません。)
- ④客用及び便所用手洗い設備は旅館業法上の洗面設備と兼用可能です。
- ⑤調理場の床・内壁の材質は不浸透性材料等でなくても構いません。

Q 8 農林漁家民宿を始めると、どんなメリットがあるのですか。

(答)

都会のお客様は癒しや郷土料理等を求めてやってきます。泊まりがけでじっくり地域の良さを味わってもらえば、また訪問したいと思うでしょう。

また、豊かな自然や農林漁業体験などを通じて、宿泊客に地域の農産物や加工品などを購入してもらい消費が拡大することにより体験交流ビジネスとして地域全体の活性化につながります。

Q 9 一般的な造りの農林漁家でも「とくしま農林漁家民宿」を開けますか。

(答)

開業に当たっては、火災や事故・食中毒の防止、食の安全確保などが担保できる施設整備が必要ですが、旅館業法、食品衛生法の特例措置等により、施設基準の適用を受けない項目ができたため、比較的少ない投資で開業が可能になりました。

Q 10 食事の提供は必ず必要ですか。

(答)

旅館業法上の営業許可のみ取得し、農林漁家ならではの空間を提供するだけでも構いませんが、食事を提供するには、食品衛生法の飲食店営業許可が必要です。

また、近隣の飲食店を利用したり、自炊や料理体験など共同調理による方法もありますので、詳しくは、お近くの保健所等にて御相談ください。

なお、「とくしま農林漁家民宿確認要綱」に基づき、特例的に飲食店営業許可を取得した民宿においては、体験プログラムを利用したお客様にのみ食事を提供することができます。

Q 1 1 旅館業法等の営業許可を取得するためには、こういった設備が必要ですか。

(答)

旅館業法及び食品衛生法に基づく営業許可を取得するには、施行条例等に規定される施設基準に適合する必要があります。

主なものは次のとおりですが、詳しくはお近くの保健所に御相談ください。

<旅館業法（簡易宿所営業の場合）>

- ・玄関帳場設備等
- ・客室には換気・採光のための窓等があること。
- ・共同用の浴室が設けられる場合には、施錠付き脱衣室の設置
- ・使用水は飲用適であること。 など

<食品衛生法>

- ・流水式洗浄設備（1槽以上）
- ・手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備（流水式洗浄設備との兼用不可、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること）
- ・換気設備（換気扇又は網戸付きの窓）
- ・温度計を備えた冷蔵庫
- ・食器、原材料、調味料等を保管する保管設備（戸、扉、フタのできる構造）
- ・フタ付きゴミ箱
- ・使用水は飲用適であること。 など

Q 1 2 「とくしま農林漁家民宿」における旅館業等の安全対策及び衛生管理について、教えてください。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」の営業者は、食中毒等の衛生危害発生防止のため、食品衛生等に関する知識・技能を習得するとともに、条例で定められた衛生措置、管理運営基準を守っていただかなければなりません。

主なものは次のとおりですが、詳しくは、所管の保健所に御相談ください。

旅館業法施行条例（昭和57年徳島県条例第12号）

- ・旅館業の施設は定期的に清掃し、便所、浴室等不潔になりやすい構造設備は必要に応じて消毒すること。
- ・施設及び敷地内におけるねずみ、昆虫等の駆除をするとともに、発生を防止すること。
- ・洗濯等により、寝具を常に清潔に保つこと。
- ・敷布、布団カバー、枕カバー、寝衣は、宿泊者が異なるごとに取り替えること。
- ・浴槽水は毎日1回以上取り替え、浴槽を清掃すること。 など

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号） 別表第17

- ・施設及びその周辺を定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
- ・手洗設備は、石けん、ペーパータオル等及び消毒剤を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切に行うことができる状態を維持すること。
- ・調理するときに使用する水は、飲用に適する水であること。
- ・食品等取扱者が嘔吐・下痢等の症状を呈している場合には、調理等を行わないこと。
- ・取り扱う食品等に係る仕入元、出荷又は販売先等必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。 など

Q 1 3 保険には、どのようなものがありますか。

(答)

農林漁家民宿は、小規模とはいえ旅館営業の形態であり、農林漁業体験役務を提供することから、建築物が原因で生じた宿泊者のケガ、食中毒、宿泊者からの受託物（貴重品等）の破損、体験中の事故、火災や災害による損害などのあらゆる事態に備えるため、損害保険等への加入を検討する必要があります。

保険会社により、いろいろな種類の保険がありますので、事前に相談し、十分な説明を受けるようにしましょう。

事 故 の 概 要	保険の名称（※1）
・施設事故：建築物に起因する宿泊者のケガなど	施設賠償責任保険 旅館賠償責任保険
・生産物事故：民宿内での販売・提供した飲食物による食中毒など	生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険
・受託物事故：施設内で宿泊者からの受託物を破損するなど	受託物賠償責任保険 旅館賠償責任保険
・体験活動中の傷害賠償（※2）	国内旅行傷害保険 レクリエーション保険
・休業損害	店舗休業保険 食中毒補償保険
・建物、設備、什器、備品の損害	火災保険 店舗総合保険

※1 保険会社により名称・補償内容が異なりますので御注意ください。

※2 体験活動中の保険は保険料を料金に含めるなどの工夫が必要です。

Q 1 4 研修会を年1回以上受講する必要があるのはなぜですか。

(答)

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき、旅館業法等の「特例措置等」の適応を受けるためには、お客様の安全確保・衛生管理の観点から、利用する施設・設備の点検保守や体験指導に係る食品等の衛生管理が求められます。

このようなことから、年に1回以上、県等が主催する衛生管理や安全対策等に係る研修会を受講し、安全安心への意識を高めることが望まれます。

Q 1 5 営業許可にはどんな手続きが必要ですか？

(答)

保健所へ旅館業法に基づく営業許可申請を行います。申請手数料は22,000円です。

また、申請の際は、

①総合県民局長又は東部農林水産局長の確認を受けた「とくしま農林漁家民宿確認書」

②消防署の確認を受けた書類「消防法令適合通知書」
が必要です。

なお、食事を提供する場合には、食品衛生法の「飲食店営業」の許可申請も合わせて行う必要があります。申請手数料は18,000円です（5年毎（ごと）の更新）。

Q 1 6 「消防法による申請」について、教えてください。

(答)

保健所へ旅館業法の営業許可申請をする前に、管轄の消防本部（消防署）による検査を受け、「消防法令適合通知書」の交付を受ける必要があります。

なお、とくしま農林漁家民宿（客室の延べ床面積33㎡未満）を開業しようとする場合においては、民宿と住宅との共有部分の面積等によって、消防法の適用基準が変わることがありますので、管轄の消防本部（消防署）に御相談（申請）ください。

Q 1 7 「水質汚濁防止法による届出」について、教えてください。

(答)

農林漁家民宿に特定施設（ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設）を設置する場合、水質汚濁を防止するため、所管の市町又は環境担当（別紙相談窓口参照）に届出をする必要があります。

合併浄化槽を設置している場合は、ちゅう房施設から生ゴミ、油分の流失を防ぐとともに、適正な使用、維持管理に努めてください。

合併浄化槽を設置していない場合は、ちゅう房施設や洗濯施設等からの汚濁成分を除去するために、沈殿槽等を設置してください。

詳しくは所管の市町、環境担当等に御相談ください。

Q 1 8 「建築基準法による申請」について、教えてください。

(答)

既存の一般住宅の部屋を使って農林漁家民宿を行う場合でも、建築確認や浄化槽の増設が必要になる場合があります。

事前に建物の平面図や配置図をもって相談しておくことをお勧めします。

詳しくは所管の建築基準法担当に御相談ください。

Q 1 9 「農林漁家民宿」と「体験学習民泊」との違いについて教えてください。

(答)

「体験学習民泊」は、学校行事として児童・生徒・学生及び引率者が農家等で滞在し、家人の指導のもと農山漁村生活を体験するものであり、その受入れは地元の受入組織（協議会）が行うものに限定されますが、「とくしま農林漁家民宿」は、受入対象は特定されず、幅広く農山漁村生活を体験することができます。

また、食事面でも、「体験学習民泊」は家人の指導のもと自炊あるいは共同調理で田舎料理を調理することに対して、「農林漁家民宿」は食品衛生法の飲食店の営業許可を取れば、お客様に食事を提供することも可能になります。

Q 2 0 「とくしま農林漁家民宿」の開業等に活用できる制度資金について、教えてください。

(答)

農林漁家民宿やグリーン・ツーリズムを推進するための施設整備等に対応できる各種制度資金は別紙を参考にしてください。詳しくは総合県民局又は東部農林水産局等に御相談ください。

Q 2 1 どこに相談したらいいですか？

(答)

「とくしま農林漁家民宿」の開業等の相談については、まず、お近くの総合県民局又は東部農林水産局へ御相談ください。

また、関係法令を所管する関係機関の相談窓口一覧を参照してください。

Q 2 2 民宿では、たばこの販売はできるのですか。

(答)

たばこの販売には、財務大臣の許可が必要です。

許可の申請については、財務省ホームページの「製造たばこ小売販売業の各種手続」やＪＴのホームページを参考にしてください。

「とくしま農林漁家民宿」の開業に利用可能な資金

資 金 名	日本政策金融公庫資金			農業近代化資金	漁業近代化資金
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	経営体育成強化資金	振興山村・過疎地域経営 改善資金		
利用可能な方	認定農業者	農業者等	農林漁業を営む個人・法人で「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」について知事の認定を受けた方	農業者等	漁業者等
償還期限	25年以内 (うち据置期間10年以内)	25年以内 (うち据置期間3年以内)	25年以内 (うち据置期間8年以内)	7～15年以内 (うち据置期間2～7年以内)	15年以内 (うち据置期間3年以内)
融資限度額	個人 3億円 法人等 10億円	個人 1億5,000万円 法人等 5億円	融資率は負担する額の 80%以内 個人 1,300万円 法人等 5,200万円	個人 1,800万円 法人等 2億円	融資率は事業費の 80%以内 1,800万円

☆詳細、公庫資金については直接(株)日本政策金融公庫徳島支店農林水産事業に御相談ください。

☆金利については、金融情勢により、変動します。